

財産形成期日指定定期預金

(一般財形・住宅財形)

1. 商品名	一般財形預金	住宅財形預金
2. 預入対象	個人 ※住宅財形は、新規加入時(9月給与支給日)の年齢が55歳未満の方。	
3. 受付時期 (1) 募集 (2) 一部払出・変更 (3) 解約	行財政局厚生課が案内する募集期間 事業主が年1回行う(通常5月申込、9月給与引去り開始) ・一部払出、氏名変更、住所変更、改印は随時受付 ・中断、再開は希望月の前月7日締切 ・金額変更は、新規募集と同時期に受付(通常5月申込、9月給与引去りから変更) ・解約は毎月7日締切 ・その月の給与分まで積み立てし、給与支給日から24日までに解約。	
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・給与及び賞与から天引き ※賞与天引きのみの取扱いはできません。 ・預入れごとに「3年後の応当日をあらかじめ満期日とする期日指定定期預金」を作成します。 1千円以上 1千円単位	
5. 預入期間	3年以上	5年以上
6. 払戻方法	当初契約日より1年経過後に、積立を継続しながら全部または一部を払い戻します。	住宅取得、増改築等の目的に限定して全部または一部を払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入金額ごとに預入時の店頭表示の利率を適用します。 解約時に一括して支払います。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算。	
8. 税金	源泉分離課税20%(国税15%・地方税5%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。	年金財形と合算で550万円まで非課税(マル財) ※住宅目的以外の払い戻しの場合5年の遡及課税が行なわれます。
9. 手数料	不要	
10. 預金保険について	適用対象(1人当たり他の適用預金と合算して元本1,000万円までとその利息等が保護対象)	

11. 中途解約利率	<p>満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、②～⑥の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します。</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率												
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%												
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%												
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%												
12. 金利情報	ホームページにてご確認ください、窓口にお問い合わせください。												
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分</p> <p>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください。</p>												
14. その他参考となる事項	満期日（自動継続する場合を除きます）を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。												